

2産政16号
令和2年(2020年)4月22日

(一社)長野県経営者協会 会長 様
長野県中小企業団体中央会 会長 様
(一社)長野県商工会議所連合会 会長 様
長野県商工会連合会 会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿部 守一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく施設の
使用停止等の要請等の周知について(依頼)

日頃は、長野県の産業労働行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第32条第3項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に変更され、当県も対象地域に含まれたところです。

そこで、4月21日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、県内の事業者等に対して、法第24条第9項に基づく施設の使用停止(休業の要請)、適切な感染防止策の徹底及び営業時間の短縮等を要請することに決定しました。

つきましては、会員企業等に対し、別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県における緊急事態措置等(第2弾)」等の内容について周知いただくとともに、業態に応じた感染防止対策を徹底していただくよう働きかけをお願いします。

また、別紙の3(3)のとおり協力金の交付を予定しています。事業内容を下記のとおり県ホームページに掲載しましたので、合わせて周知をお願いします。

記

○県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業(予定)について
<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19kyoryoku.html>

長野県産業労働部産業政策課企画担当
担当 (課長) 宮島 克夫
(担当) 竹内 幹
電話 026-235-7205 (直通)
FAX 026-235-7496
E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp